

議案第58号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「出産支援休暇」の次に「、育児参加休暇」を加える。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（提案理由）

育児参加休暇を制度化する必要がある。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、<u>育児参加休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇_____、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>